社会教育委員について

- 1 社会教育委員の構成・役割(「社会教育法」より)
 - ①社会教育委員の構成

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

②社会教育委員の役割

社会教育委員の役割については、次のように規定されている。

【社会教育法】

- ○社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の仕事を行う。
 - ・社会教育に関する色々な計画を立案する。
 - ・会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる。
 - ・前の2つの職務を行うために必要な研究調査を行う。
- ○教育委員会の会議に出席し、社会教育に関する意見を述べることができる。
- ○青少年教育に関することについて、関係機関に対し、助言や指導をすることができる。

2 目標とする社会教育委員

【住民と行政のパイプ役として】

- ・地域の課題、要望等の理解を深める。
- ・本市の社会教育事業、各種団体の活動状況等を理解する。
- ・各種講演会、研修会等に参加し、他市町村の状況の把握や情報交換に努める。



- ・住民の声を伝える。
- ・社会教育事業に関して、調査、検討、提言等を行う。